

要望書に対する回答

福井県高等学校文化連盟演劇部会

令和4年3月18日

要望書で玉村徹先生から回答を求められていること

- ①「記録映像閲覧の禁止」の撤回
- ②「脚本の回収」の撤回
- ③「ケーブルテレビの放送」を強く要望すること
- ④「福井農林の演劇部員に対する誠実な謝罪」をすること
- ⑤「人権侵害を行ったことへの真摯な反省を表明すること」
- ⑥「演劇表現の内容に対する不利益な扱いをしないこと」
「表現の内容に理不尽な介入をしないこと」

【回答にあたって 前置き】

3月3日の「連絡会」での玉村先生と我々のやりとりとの間で感じたものがある。玉村先生の御意見の「おおもと」にあったものは、ご自身の作品「明日のハナコ」自体が差別的だとされたことに対する怒りであり、そのことがその後の強い一連の抗議行動につながっていたのではないかということだ。またそこに我々との認識・立場の大きなズレが生じていたと考える。

我々は「明日のハナコ」という作品そのものが差別的だということを一切認識していない。この作品については、たとえば生徒講評に「戦争や震災をはじめとする様々なことをあまり知らない現代の若者に、地震や戦争の恐怖を知ってほしいという思いが込められ」とあるように、先生が作品に込められた思いは確実に生徒たちに伝わっている。また顧問の1人からも「読み直して、ずっと心に思いが入ってきた。作者への敬意を表明する機会がなく、玉村先生を孤独にさせたしまった責任があるのかもしれない。」という文言があった。このことに対して我々にも異論はない。したがって、ここで改めて確認しておきたいことは、作品そのものに対して「差別的だ」と述べる顧問・生徒は一人もいないということである。

そもそもの事の発端は、「明日のハナコ」の放送にあたって、様々なトラブルを熟知する放送局側から「社内の倫理規定にかかる」と懸念が出たことである。その時点で我々は「ケーブルテレビ局の判断におまかせします」とお伝えせざるを得なかった。

その後、我々からも、学校教育の一環としての演劇部活動において、「カタワ」という差別表現の扱われ方に誤解の余地があり、「もしかすると生徒および農林高校、作者の玉村先生に、批判が向くのではないか」という意見が出た。差別表現に対しては、昨今厳しい見方が社会にあることを踏まえても、「明日のハナコ」を放送しても安全であるのか、その法的な担保を求めて、我々はスクールロイヤーにご相談した。頭から「放送できない根拠を求めて」ロイヤーに相談したわけではないことをお分かりいただきたい。

スクールロイヤーが生徒の差別的表現を“使うだけでだめ”と助言をしたことにつ

いて、「差別的表現を用いることは違法ではないのだから、“使うだけでだめ”はおかしい」というのが玉村先生のお考えであるが、スクールロイヤーは「生徒を守るための法律上の助言の専門家」である。高校生は、判断能力や責任能力が不十分であるのに、「もう高校生だから」と一定の責任義務を果たすことを要求される難しい立場にある。そういう高校生たちに対するスクールロイヤーの任務は、訴訟リスクや社会的責任を負わされることから守ることにある。「放送は控えるべき」という助言は、まさにスクールロイヤーの職責に則ったものであり、我々演劇部会はその助言に従って動いた。したがって「スクールロイヤーの助言に従っただけでは責任を放棄している」という先生のご批判には当惑させられた。そこには私たち顧問に対する誤解があると察せられるので、今一度確認したい。

放送することで生じるトラブルも、法的な問題も、我々は熟知しているわけではない。よって放送局から疑問が提示され、ロイヤーから助言を受けた段階で、そのことを大きな判断材料として取り入れるのは妥当なことだと考える。それは顧問としての主体性の放棄でも、何かに付度しているわけでもない。先生は様々な解釈と推測を加えて世に訴えられていたが、実際には、テレビ関係者とスクールロイヤーの進言を参考に、多角的かつ慎重に検討を重ねた結果、我々自身が主体的に出した結論であることを、ぜひご理解いただきたい。

もちろん我々の進め方に瑕疵がなかったとは言わない。再度、進め方について振り返ると、次のような問題点があり、我々自身、反省するところである。それは、演劇部会の見解として「ケーブルテレビにおまかせし、積極的に上演を要請することはない」という結論を出した際に、すぐに玉村先生に対して丁寧に結論に至るプロセスを報告し了解を求める機会があったにもかかわらず、実際にはできなかったことである。また、福井農林高校の生徒たちにも、会議の前に、部会として思いを聞く機会を設けなかったことである。演劇部会の判断や進め方に上述したような丁寧なプロセスを欠き、先生や生徒たちの意見や思いを聞くことができないまま、部会として動き出さなければならなかったことについては改めてここで謝罪する。

しかし、その後の先生の行動についてはいかがだったのだろうか。先生がインターネットや新聞紙上で持論を全国的に展開した方法については、あまりに多大な影響を各方面に及ぼしたのではないか。

結果として、我々は互いに疑心暗鬼に陥り、「来年度の演劇部の円滑な活動に支障はないか」「演劇部の顧問のなり手はいるのか」「来年度の入部希望者はいるのか」と心配するほどの状態に陥っている。先生ご自身が昨年度まで委員長を務めておられた演劇部会の顧問たちの心がこのように分断されている実情に対して、あるいは熱意を注いでおられた福井県演劇部活動に与えた影響に対して、冷静に考えていただきたい。

我々は先生の果たしてきたこれまでの多大な貢献に敬意を抱き、真の意味で先生と和解したいと願っている。しかし、その一方で一人ひとりの心の中には大きなわだかまりがあり、顧問同士の間でも深い亀裂が走っている。先生からも、なんらかの謝罪の言葉をいただくことが、先生と我々の和解に向けた第一歩になると信じる。

① 「記録映像閲覧の禁止」 ② 「脚本集(脚本)の回収」に関して

【①と②の回答】

『明日のハナコ』の作品そのものが差別的だと捉えているわけではない。
前置きで述べたように、双方の捉え方にズレがあったものと理解している。
これまでの要望を受けた対応で、解決済みだと考えている。

③ 「ケーブルテレビの放送」に関して

【③の回答】

「一言でも差別用語があったら、即差別」と我々は決めつけているのではない。
前置きで述べたように、不特定多数の観るケーブルテレビで放送する場合に、懸念
が消しきれなかったということである。

(1)ケーブルテレビ側からの懸念 (2)スクールロイヤーの助言 (3)学校教育の中で
行われる演劇活動として放送は妥当か。これら3つのことから、その時点では、「放
送を強く要請することはできない」と判断するに至ったわけである。

顧問たちの意見をもとに、次のことを解決案として提案したい。
福井農林高校の生徒・保護者を集めてDVD上映会をし、現時点の意思を確認する。
欠席者にも書面で意思を確認する。そこで全員が放送を望むようであれば、福井ケ
ーブルテレビと演劇部会とが放送に向けた協議に入る。一人でも放送を望まないよ
うであれば、協議は行わない。

そのとき事前に、作品そのものは差別的なものではなく、原発を取り扱ったから
放送できなかったのではないことを生徒および保護者に丁寧に説明する。

④ 「福井農林の演劇部員に対する誠実な謝罪」について

玉村先生の思いをくみ取り、福井農林高校で校内DVD上映会の場を設けて、演劇部
顧問一同の名前で、謝罪の場を設けることとする。いろいろな角度から時間をかけて
顧問たちの間で討議し、福井農林高校演劇部のことを一番に考えたやむを得ない判断
であったことを述べた上で、生徒・保護者に次のように説明することを了解願いたい。

まず確認したいのは、私達が福井農林高校の劇自体を否定しているわけではない
ということです。逆に福井農林高校がこの劇に傾けた努力や情熱に対して、大きな
拍手を送りたいです。実際に福井農林高校演劇部は、県演劇祭で演技賞を受賞しま
した。また、劇を直接、あるいは動画の形で観た生徒や先生方からは高く評価する
言葉が届いています。では、どうして放送できなかったのでしょうか。「原発を否
定的に扱ったから」だというわけではありません。ただ、一点、引用の中に「カタ
ワ」という言葉が使われ、観た人に誤解を与える危険性が完全には排除できないと
判断せざるを得なかったためです。年末のケーブルテレビの放送に君たちの劇だけ

がないのを見て傷ついた人には、この場で心から謝罪したいと思います。私たちは、あの劇そのものが差別的だとは決して思っていません。ただ差別とされる表現の扱われ方の一点だけに問題があったのです。

君たちの気持ちを一番尊重したいとする思いで顧問たちはつながっています。今からDVDの上映会をしてケーブルテレビの撮られた「明日のハナコ」を観てもらいますが、その後で紙を配布します。そこに今の自分の気持ちを正直に書いてほしいと思います。もし君たちがケーブルテレビで放送することを望み、それが全員一致であったなら、その実現に向けて福井県演劇部会としてケーブルテレビさんと協議したいと考えています(ただ、放送するかどうかを決めるのはあくまでケーブルテレビさん側であり、映像の最初にテロップとして断りを入れるなどの技術的な処理が必要です。それはこちらでも考えますが、放送する形への提案・アイデアがあればそれも書いてください。残念ながら今のままの形では流せないと了解してください)。もちろん一人でも放送を望まないなら、たとえば9人が望んでいて1人が望まないならば、放送はできません。放送により直接影響を受ける君たちの気持ちに寄り添うことが大切だと考えるからです。多数決ではないのです。もちろん君たちのことを一番気に掛けている保護者の方々全員の同意も必要です。なお、このことは玉村先生にも事前にお話しをし、同意をいただいています。玉村先生は、君たちと一緒に作り上げてきたあの劇を、『間違っていたんだ』と思って一生過ごしてほしくないという気持ちでおられます。私たち顧問も、その思いは痛いほどよくわかります。そして玉村先生は、「今の時点で1人でも放送して欲しくないという生徒・保護者がいたら、それを無視して放送しろと言うつもりはない。」とも、明言していただきました。ですから、今一度『明日のハナコ』を観て、誰とも相談せず、今の自分の気持ちを正直に書いてください。書くのはあくまで今の自分の正直な気持ちです。誰かの顔色をうかがって気持ちを偽って書くことのないようにして書いてください。誰が書いたかは絶対に他に漏らしません。また君たち同士の間でも絶対に詮索しないでください。君たちの一言一言を大事にして、私達はケーブルテレビさんと放送に向けた協議をするかどうかを決めたいと思います。」

⑤「人権侵害を行ったことへの真摯な反省を表明すること」について

【⑤の回答】

「人権侵害」とは「表現の自由に対する制限」ということだが、そもそも県演劇祭では上演された作品である。不特定多数の人が観るケーブルテレビで放送するには懸念が払拭できずに、結果的に生徒および関係者たちの放送してほしい願いが叶えられなかった。我々は、それが表現の自由を侵害しているとは捉えていない。

⑥「演劇表現の内容に対する不利益な扱いをしない」「表現の内容に理不尽な介入をしない」

【⑥の回答】

「検閲」「顧問の相互チェック」などの新たなルールは、生徒および顧問たちの自由な表現活動を阻害する要因となりかねない。各々の自主的判断でとどめるべきだという意見の顧問もおられる。一方で、今回の問題により、かえって事前にチェックすることは避けられないと考える顧問もおられる。今後も我々は、差別や人権について常に問題意識を持って学んでいく姿勢を保ち研鑽を積みつつ、次年度の顧問会議で時間をかけて話し合いたい。

【顧問への一斉メールにあった玉村先生からの問い】

①「明日のハナコ」という作品自体が差別であるのか否か、その判断と根拠

【メールでの玉村先生の問い①に対する回答】

まず「カタワ」という言葉自体が差別表現であることは社会で認知されている。しかし、その一語をもって作品全体を「差別的である」とは言えない。この一語を作品中で使用していいかという点に関しては法律家の間でも意見が分かれており、顧問会議独自の判断で可否を断定することはできない。会議の中で様々な意見が出て収束しない中で、次のような疑問が顧問の間から出たので、できれば回答をお願いしたい。

「『批判的な文脈』『引用の中』なら使って良いという論理を自明のこととされているが、私はこの差別用語を劇の中で『障がい者』が聞いたときに問題がないだろうかと考える。引用の中だから、批判的な文脈の中だからと受け流してもらえるだろうか。劇ではその言葉の前後に、明確にこの表現を否定する言葉がない。あるのは小夜子が「そんなことがあったと知らなかったでしょ」と語るにすぎない。そこに誤解される余地はないだろうか。もう一つ加えるならば、その言葉は使用してよい言葉なのだと他の一般の人々に誤認される可能性がないだろうか。人権問題の基本的な立脚点は被害者の立場に立ち、何が差別なのかを共通認識することである。とりわけ不特定多数の人が観るテレビでの放送ということを考えると、私の抱いた懸念は除けなかった。差別語の意味をあまり知らない者が観る学校教育の一つの演劇活動と考えると、テレビ放送には慎重な配慮が必要だと考える。法的な問題はクリアーしても、倫理的あるいは学校教育的な問題は残っていると私は考える」

【顧問への一斉メールにあった玉村先生からの問い】

- ②「福井農林高校の部員たちに非難の声が寄せられる可能性が本当にあったのか」
判断理由とその根拠

【メールでの玉村先生の問い②に対する回答】

可能性がなかったとは言い切れないと考える。福井ケーブルテレビが不特定多数を相手に放映する場合は、どのような立場・思想の持ち主、過激な行動に訴える人が「観るか観ないか」の予測は難しい。また、1時間の劇全てではなく、差別用語の部分だけをたまたま観ることもあり得る。その場合、不測の事態が生徒の身の上 に降りかからないとは、断定できない。

生徒および創作者の表現の自由は尊重しなければならない。しかし、自由に表現したことによる不利益から生徒を守ることは教員側に課せられている責務である と考える。

【顧問会議の改善案】

- ①顧問の先生方の自由な発言・討議を保証し、話し合われたことをクリアーにし、個人的な発言と演劇部会としての決定事項・継続審議・共通に認めたものを区別するためにも、会議の記録をする。記録者は顧問の持ち回りとし、そのデータは1週間以内に事務局に提出し、事務局から各校顧問に送付する。
- ②外部からの問い合わせに対しては、回答は部会長・委員長・事務局に一本化する。その場合も演劇部会で認められた公的な見解のみ伝える。

【玉村先生への要望】

- ① 今後顧問の先生方に個々に働きかけることはしないでください。
公用のメールアドレスの使用はしないでください。
- ② 福井農林高校の部活動に学校（顧問）の許可なしに、今後介入しないでください。
顧問批判や生徒へのメール等での働きかけはしないでください。
- ③ 少なくとも混乱を招いた結果責任はあると考え、福井農林の演劇部の生徒たち および顧問に、私たちだけでなく先生からも謝罪の言葉をいただきたい。